

令和4年度第4回上山警察署協議会の開催

日 時	令和5年2月14日(火)午後4時から午後5時までの間
場 所	上山警察署会議室
出席者	協議会委員：会長以下3名 警察署員：署長以下5名
議 題	○警察活動に対する意見要望等について

【協議内容等】

委員からの意見等	警察署の回答
<p>電動キックボードが自転車と同様のルールになるとのことである。今後、電動キックボードが普及していくと事故の発生が増えることが心配なので、自転車と電動キックボード利用のルールの周知と取締りを強化してほしい。</p>	<p>電動キックボードについては、現在は定格出力により原付免許または自動二輪免許が必要ですが、令和5年7月からは時速20キロを超えて加速することができないなど一定の基準を満たすものは、特定小型原動機付自転車となり、16歳以上の方は免許不要で運転できるようになります。</p> <p>交通ルールは概ね自転車と同様となりますが、最高速度表示灯の備え付け、自賠責保険の加入、ナンバープレートの取付けなど異なる部分もありますので、あらゆる機会を利用して電動キックボードのルールの周知と違反の指導取締りを行っていきます。</p> <p>また、自転車に対しても自転車ヘルメットの着用や交通ルールの遵守について周知を図るとともに、並進等のルール違反をしている自転車等利用者を発見した場合は、イエローカード（自転車警告票）により警告し、飲酒運転など事故に直結する危険性のある交通違反があった場合は、警告にとどまらず、事件として検挙していきます。</p>
<p>日本語を話せない外国人観光客がレンタカー等で事故を起こした場合、どのように対応するのか。</p>	<p>交通事故の当事者等が外国人の場合は、必要に応じて、警察本部を介し通訳人を手配した上で、必要な捜査を行います。</p>
<p>サイバーパトロールとはどのようなことをするのか。</p>	<p>サイバーパトロールとは、インターネット上にある違法・有害情報の巡回チェックのことで、警察はもちろん、警察庁等から業務委託を受けた民間企業等も行っていま</p>

す。

当署では、特にSNSを中心に違法・有害な内容の書き込みがないかなどを確認し、発見した情報は、管理者に削除要請を行ったり、事件の端緒情報として捜査しています。

違法・有害情報の例としては、違法薬物の売買や闇バイト募集など犯罪に発展するおそれがある書き込みがあります。

いずれも、「隠語」を使った書き込みが多いため、捜査員はインターネット、SNSに関する知識を駆使してパトロール活動に当たっています。